

公益財団法人 樫山奨学財団

平成29年度大学奨学生 募集要項

1. 趣 旨

この奨学金は、大学の学生で学業優秀、品行方正、身体強健で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援助を行うことによって、社会有用の人材を育成することを目的として奨学金を給与するものです。

2. 奨学生の資格

- (1) 大学に入学し、学業・人物ともに優秀で、且つ修学可能な心身を持ち学資の援助を受けることが必要であると認められる者。
- (2) 在大学の面接を受け且つ学長によって推薦された者
- (3) 大学を卒業した後、再び大学に入学した者は除く。
- (4) 医学部、歯学部等修業年限6年の学部及び夜間の学部に在学する者は除く。
- (5) この事項に定める申請書類を提出した者
- (6) 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給付を受けることは認めない。
貸与の場合は減額して給付する場合もある。(但し日本学生支援機構及び地方公共団体の奨学金はこの項にはあたらない)

3. 採用人員

奨学生の採用人員は、大学1年次に在学する者41人

4. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与月額 40,000円
- (2) 給与期間 在学する大学の正規の最短終業年限まで
(但し、2年次よりは継続審査あり)
- (3) 交付方法 指定の銀行口座に送金
初回奨学金は7月中旬(4,5,6,7月分)、次回からは奇数月の末日に2ヶ月分を合わせ送金する。

5. 応募方法

奨学金の給与を受けようとする者は、次の書類を整え在学する大学を経て申請すること。

- ①奨学生推薦調書(高校の調査書を添付) ※
- ②奨学生願書 ※
- ③履歴書 ※
- ④身上調書 ※
- ⑤家計維持者の所得証明書(源泉徴収票或いは確定申告書または市区町村長発行の所得証明書等所得を証明できるもの)
- ⑥住民票(本人と家族の分)
- ⑦健康診断書 ※
- ⑧作文(原稿用紙2枚800字以内 テーマ「将来の夢」)
- ⑨写真(縦4.5cm×横3.5cm 履歴書貼付の外1枚)

(※印は財団所定用紙)

6. 提出期限

平成29年4月27日(木) (財団必着)

7. 決定及び通知

奨学生の採否の決定は、本財団選考委員会が書類選考し(但し、必要により面接を行う場合もある)理事長が決定する。結果は書面により6月初旬に在学学長を経て本人に通知する。

8. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業または生活行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (3) 傷痕、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学金は給与ですので返済の義務はない。
- (2) 奨学生は毎年度末までに、学業成績結果報告書、生活状況報告書および学生生活報告書を理事長あて提出しなければならない。
- (3) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (4) 本財団の奨学金給与規程その他の規定を守り、本財団及び大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくすること。
- (5) 採用となった奨学生は、東京で行われる「新入生歓迎イベント」には必ず出席しなければならない。【今年度は6月25日(日)開催】
- (6) 奨学生は、本財団が主催する奨学生全国会合や個人面談等には出席しなければならない。

10. 提出及び問い合わせ先

〒103-8239 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

ワード・パーキング

公益財団法人 榎山奨学財団 事務局

TEL 03-4512-1062 (ダイヤル)

FAX 03-4512-1063

コード 番号	
-----------	--

平成 年 月 日

奨 学 生 願 書

公益財団法人 檜山奨学財団 御中

ふりがな

氏 名

印

平成 年 月 日生

保証人

署 名

印

※本人との関係(父、母、兄、姉、その他)

貴財団奨学生にご採用下さるようお願いいたします。

現住所	〒□□□-□□□□		TEL 0
	E-mail		
家族住所	〒□□□-□□□□		TEL 0
国 籍		出生地	都・道・府・県
在学学校	大学 部 科 年		
	入学 平成 年 月 ~ 卒業予定 年 月 (最短年限)		
※ 通学の住居	自 宅 下 宿 親 戚 住 込 公共施設 学 寮 知 人 その他 ()		
※ 通学方法	電 車 バ ス 自家用車 バイク 自転車 徒 歩		
当財団 記入欄			
選考決定	年 月 日	決定通知	年 月 日 給与終了 年 月 日

添付書類 推薦調書・履歴書・身上書・所得証明書・住民票・健康診断書・作文

高校の調査書(推薦調書添付用)

(注) ※マークのところは、該当のものを○で囲んでください。

(公益財団法人 檜山奨学財団)

履 歴 書

(大きさ)
たて×よこ
4.5cm×3.5cm
写真貼付

平成 年 月 日 日記

ふりがな	
氏 名	(印)
生年月日	平成 年 月 日 満 才

本 籍	都・道・府・県	筆頭者名	筆頭者との関係 ()
ふりがな	〒□□□-□□□□		
現住所	Tel. 0.....		
学 業	年 月	中学校卒業	
	年 月	高等学校	科入学
	年 月	同 校	卒業
	年 月		
	年 月		
学内活動		学外活動	
性 格			
趣味・娯楽	スポーツ	特 技	
他の奨学金受給(見込)		月 額	円 (団体名)
家庭よりの送金(見込)		月 額	円
家庭、社会、人生に対する考え方・希望			

身 上 調 書

本人氏名

印

続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	現 住 所	職業・勤務先・ 通学校名・学年	所得(年) 税込み
父					千円
母					
本人					
家計収入総額	3百万円以下 5百万円以下 1千万円以下 1千万円以上 (該当箇所○印を付ける)				
家族住居の区別	持 家 借 家 借 間 社 宅				
1ヶ月当たり				初年度納付金	
収 入		支 出			
家庭より	千円	授業料	千円	授業料	千円
アルバイトより	千円	食 費	千円	入学金	千円
その他	千円	住居費	千円	その他	千円
		交通費	千円		
		書籍学用品	千円		
		その他	千円		
計 ㉑	千円	計 ㉒	千円		
差引 ㉓ = (㉑ - ㉒)		+	千円	計	千円
		-			
家 庭 の 状 況			生 活 の 状 況 そ の 他 特 記 事 項		

※ 別居者には×印を付けること ※ 前年度の所得証明書添付
 ※ 1ヶ月当たりの収入、支出の欄は記入出来る限りで良いです

(公益財団法人 檜山奨学財団)

健 康 診 断 書

現住所					
ふりがな 氏名		性別	男・女	生年月日	平成 年 月 日生
身長	cm	血 圧			
体重	kg	検尿 (蛋白・糖)			
胸 囲	cm	診 断 所 見			
視 力	右				
	左				
運動機能					
体 格					
胸部レントゲン所見	間 接	既 往 症			
	直 接	判 定			
	透 視	(付 記)			

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

名 称

医 師



〔記入上のご注意〕

1. 奨学生推薦調書

- (ア) 1年入学時の入学試験成績
入学試験成績結果の公表如何に拘わらず、高等学校の調査書を添付する。
- (イ) 推薦（面接）所見は必ず記入する。
- (ウ) 高等学校からの推薦で入学を許可された者は、その推薦書の「写し」に大学学校長の証明をして添付する。
- (エ) 記載事項はすべて大学において記入する。

2. 奨学生願書

- (ア) ※印のところは、該当のものを○で囲む。
- (イ) 住所欄は、郵便物が届くように正しく書く（7桁-1名・部屋番号等）
- (ウ) 添付書類は、大学において確認のためチェックする。

3. 履歴書

- (ア) 写真は、3ヶ月以内に撮影したもの。上半身正面像 4.5 × 3.5
(貼付の外にもう1枚同封のこと)
- (イ) 他の奨学金については、その団体名、金額も書く。

4. 身上調書

- (ア) 家族収入総額の欄は該当箇所に○印を付ける。
- (イ) 別居者も記入し、そのうえで続柄欄に×印を付ける。

5. 所得証明書

- (ア) 証明書は、収入の事業所の発行したもの（源泉徴収票）や市区町村発行の課税・所得証明書又は諸官庁に提出した文章の「写し」など。
- (イ) 奨学生願書を提出する年度の前年度のものでもよい。

6. 住民票

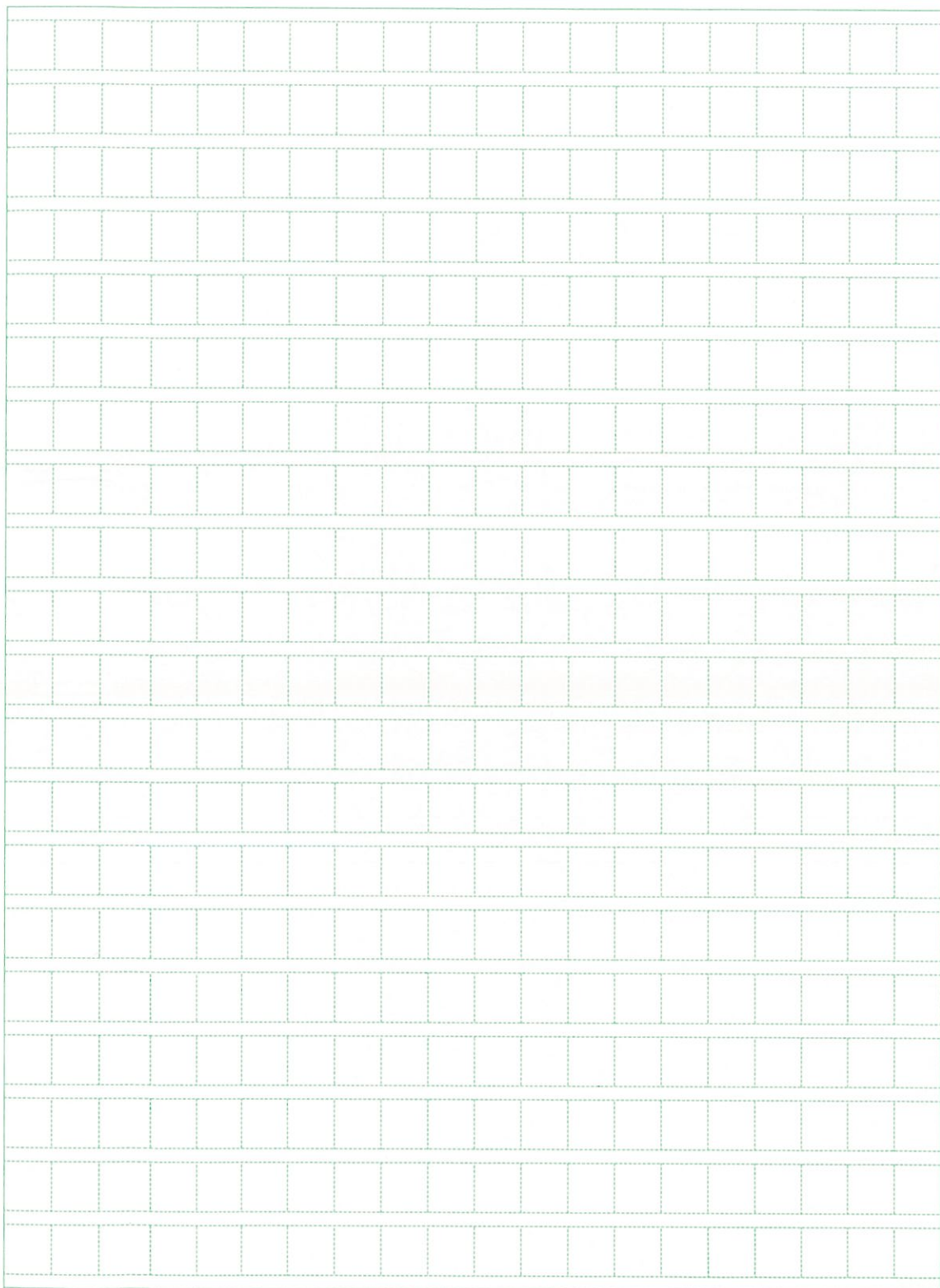
本人及び家族の居住地市区町村長の発行する住民票3ヵ月以内のもの。

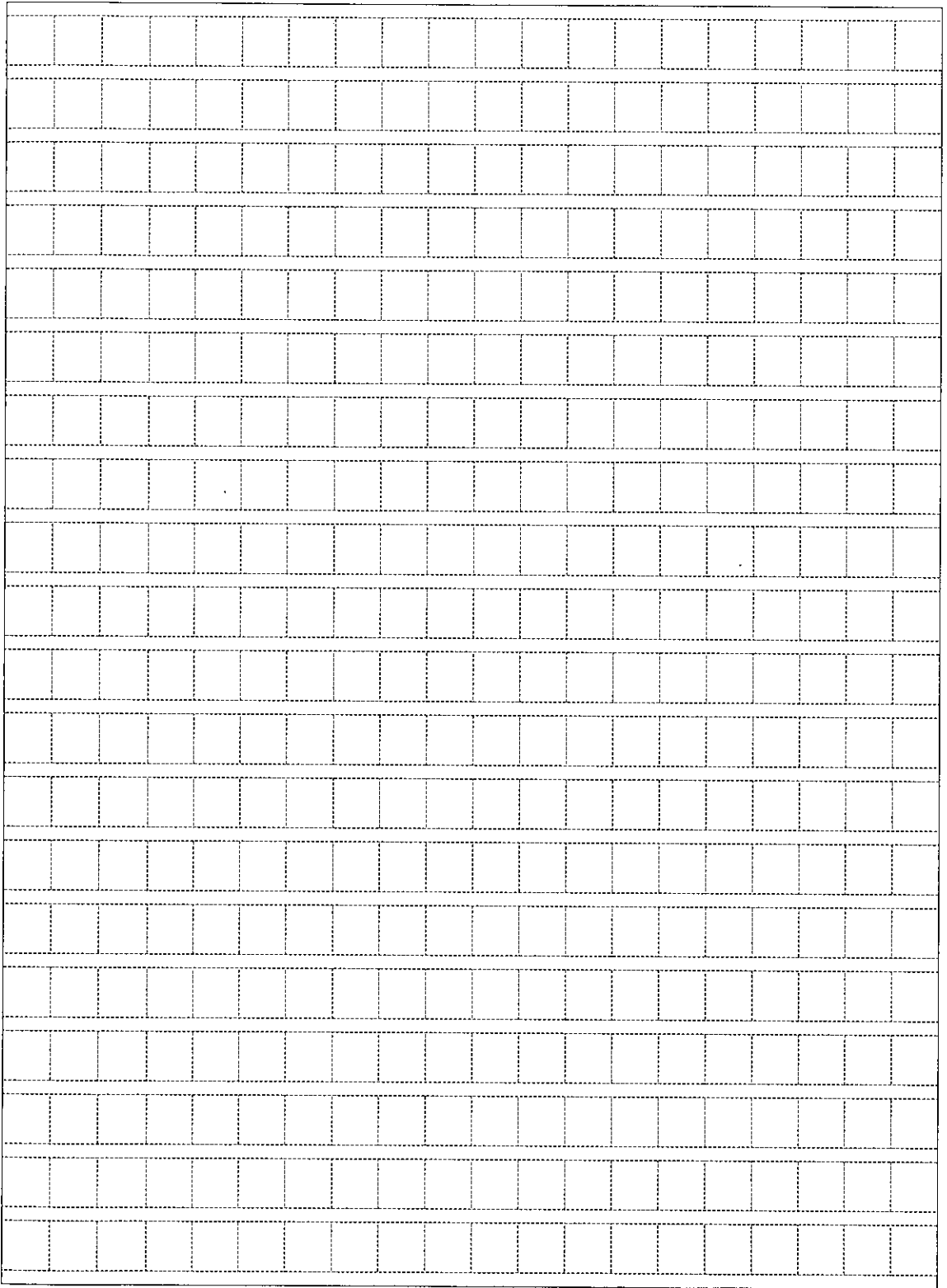
7. 健康診断書

- 財団所定の用紙を使用し、医師の証明印を必要とする。
- 但し入学後に大学で行う健康診断の結果でもよい。

8. 作文

- 同封した原稿用紙2枚（800字）以内に「将来の夢」と題して文章を書く。





家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	_____学群 _____学類 _____年次										
	学籍番号	_____			性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL (_____)				
	フリガナ	_____										
	氏 名	_____					家族住所	〒 _____ TEL (_____)				
家 族 及 び 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職 期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額			
		父				年		万円	万円			
		母					年		万円	万円		
		父または母 死亡・離別の場合 時期 (年 月) 理由 (_____)										
		主たる家計支持者無職等の場合 時期 (年 月) 理由 (_____)										
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
	別 居 者 に × 印	就 学 者	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額		
本人					筑波大学	国立		※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無									
	障害者がいる世帯		※有・無	続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()								
	その他											
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 (千円)				認 定					
	アルバイト		月額 (千円) 内容 (_____)				総収入金額	① 万円				
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 (_____)				必要経費	② 万円				
		申請中	月額 (千円) 団体名 (_____)				特別控除額	③ 万円				
	その他の収入		月額 (千円) 内容 (_____)				総所得金額	④=①-②-③ 万円				
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人	
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤	万円	
	修得単位数または科目数						家計充足率		⑥=④÷⑤×100			

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
(父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
(父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあっては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。

公益財団法人 樫山奨学財団奨学金給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、大学に在学する者（国費及び政府派遣の外国人留学生をのぞく）又は大学院に在学する私費外国人留学生で学業、人物とも優秀かつ健康であつて、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。ただし、大学院に在学する私費外国人留学生については他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給与を受けていない者。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、大学奨学生及び大学院奨学生とする。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学生に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

奨学生の種類	給与月額
大学奨学生	40,000円
大学院奨学生	120,000円

2. 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給与を受ける大学奨学生に対しては、前項の奨学金の額を減額して給与することができる。

(奨学金の給与期間)

第 4 条 前条の奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、大学院奨学生に対しては2カ年を限度とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第 5 条 奨学生志望者は、本会あての奨学請願書に、在学学校長の推薦書及び在学証明者を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 6 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 7 条 奨学金は、毎月分一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上を合わせて交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 8 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 9 条 奨学生は、毎年度末、学業成績、学生生活及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第 10 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学・転学または退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学・その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名・住所・その他重要な事項に変更のあったとき。

(奨学金の休止及び停止)

第 11 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 12 条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が

止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活すること
がある。

(奨学金の廃止)

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を
徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他、第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができ
る。

第 3 章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第 15 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指
導を行うものとする。

第 4 章 補 則

(実施細目)

第 16 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。